

防災対応型観光交流施設 飲食テナント出店者募集要項

1 募集の目的

大子町（以下「町」という。）は、中心市街地周辺（まちなか）の空洞化や人口減少等をふまえ、令和3年3月に大子まちなかビジョンを策定しました。これに基づき、賑わいのあるまちづくりに向け、町旧役場庁舎跡地に防災対応型観光交流施設（以下「同施設」という。）等の整備に向け準備を進めています。

同施設への来訪者の利便を図るため、同施設の飲食テナントに出店し飲食業を営む者（以下「出店者」という。）を、企画公募により募集します。

2 店舗運営の考え方

令和8年秋にオープンする計画である同施設は、アウトドアブランドのテナント出店、地域のFM放送局、足湯、インフォメーションセンターの設置等により、隣接する（仮称）まちなか防災スクウェアと連携し、観光客の誘客と町民の利便性を向上させ、賑わいのあるまちづくりや防災力の向上を目指す施設です。

出店者は、このような同施設にふさわしい飲食物の提供や什器の選定等を行い、例えば次のような観点を重視し、運営してください。

- ・原則、同施設休館日以外の全ての日の11時00分から19時00分まで、同施設飲食テナントにおいて、来訪者を対象とした飲食業の営業を行うこと。
- ・来訪者が気軽に利用でき、かつ内容に満足できるメニュー・価格とすること。
- ・集客が期待できる演出・工夫等を図ること。
- ・組織的な広報体制をとること。
- ・外国人観光客等への多言語対応を図ること。
- ・資金・人材（訓練体制等）・ノウハウ等の支援体制をとること。
- ・適正な従業員配置体制をとること。
- ・食品リサイクルや廃棄物発生抑制など環境保全への配慮を行うこと。
- ・キャッシュレス決済対応を図ること。
- ・災害時に支援対応を図ること。

3 応募資格要件

次の条件をすべて満たすものとします。

- (1) 「2 店舗運営の考え方」の趣旨を理解するとともに、出店に意欲があること。
- (2) 良質な飲食物及び優良なサービスを提供できる能力と実績を有すること。
- (3) 提案する企画の内容により、その企画を実施するために免許等が必要とされている場合、その免許等を取得していること、または取得見込みであること。
- (4) 指定管理者や他の出店者と協調、協力ができること。
- (5) 次のいずれにも該当しないこと。

イ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項のいずれかに該当

する団体であること、及びその事実があった後3年経過していないこと（その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者についても、また同様とする）。

ロ 応募の日において、破産手続き、再生手続きが開始されていること。

ハ 法人または代表者の固定資産税、住民税を滞納していること。

4 出店場所

名称 防災対応型観光交流施設

所在 茨城県久慈郡大子町大字大子地内（旧大子町役場庁舎跡地）

5 出店条件

（１）出店者は、企画提案した事業計画に基づき自らの責任と負担において什器等（一部は町で設置）の設置工事を実施し、完了後は速やかに運営を開始してください。建物の構造及び躯体に重大な影響を与えるような工事はできません。なお、同施設の竣工は令和8年夏頃を予定しています。

（２）使用許可面積・出店位置は、同施設1階西側のうち、飲食テナントとして町が賃貸する面積とし、具体的には、来訪者が飲食を行う面積、厨房、バックヤード等を合わせて200㎡程度を予定しています。なお、詳細な面積やレイアウトについては、出店者と調整を図ることになります。

（３）使用許可期間

ア 店舗の設置工事開始の日から3年間とします。なお、営業開始前の準備及び終了後の撤去に要する期間についても、使用許可期間に含みます。

イ 出店者から申出があり、運営状況等を確認した上で、庁舎運営上の支障がないと判断した場合は、双方合意の上で更新を行います。更新の希望の有無は、初回の使用許可期間の満了日から起算して10か月前までに書面にて通知してください。

（４）使用料等

ア 使用料は、出店者が使用する面積等を勘案し、町が定めます。

イ 使用料は、1月ごとに、町の指定する期限までに全額前納してください。

ウ 使用料のほかに、電気料金、ガス料金、水道料金及び電話料金等の実費分を納付してください。

エ 敷金、共益費、厨房設備の使用料はありません。

（５）使用上の遵守事項

出店者は、次の各号に掲げる事項を遵守してください。

ア 出店者は、使用に当たり、町の許可なく形質の変改を行わないこと。

- イ 使用を許可された行政財産（以下「使用財産」という。）を転貸しないこと。
- ウ 食品衛生法に基づく営業許可の申請等諸官庁への申請・届出等については出店者の負担で行うこと。また、食品衛生関係の法令上の規定を遵守すること。
- エ 出店者は、衛生管理に十分注意を払うとともに、これらにおいて発生した食品衛生上の問題等については直ちに町へ報告の上、全て出店者の負担と責任において対処すること。
- オ 出店者は使用財産において下記の行為を行わないこと。
 - ① 風俗営業等の規制及び業務の適正化に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に定める風俗営業、同条第5項に定める性風俗関連特殊営業、同条第11項に定める特定遊興飲食店営業その他これに類する業の用に供すること。
 - ② 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団員の事務所等その活動の拠点となる施設の用に供すること。
 - ③ 政治活動の用に供すること。
 - ④ 宗教行為を目的とする活動の用に供すること。
 - ⑤ 社会的な非難を受けるおそれがあること。
 - ⑥ 法令に違反する用に供すること。
 - ⑦ 公序良俗に反すること。

（6）使用許可の取消し

- 次のいずれかに該当するときは、使用許可を取り消すことがあります。なお、使用許可が取り消された場合でも、出店者は町に対し、一切の補償を請求できません。
- ア 町が使用財産を、公用又は公共用に供するため必要とするとき。
 - イ 出店者が所定の事項を遵守しないとき、その他町と出店者の間の約定に違反したとき。
 - ウ 出店者の行為が、町の信用を傷つけ、又はその恐れがあると認められたとき。
 - エ 出店者が販売提供した商品により、事故等が発生したとき。
 - オ 出店者又は出店者の代理人、若しくは出店者の従業員が、店舗の運営に当たり不正な行為をしたとき。
 - カ 来訪者の店舗利用が過少と認められたとき、又は来訪者の店舗に対する満足度の評価が著しく低いと認められたとき。
 - キ 調査及び検査の結果により、著しく営業状態が悪化していると認められたとき。
 - ケ 出店者が仮差押、仮処分等保全処分の申立を受け、これが出店者の経済的信用の低下に基づくものと認められたとき、出店者が強制執行、不動産競売の申立、滞納処分を受けたとき、出店者につき破産、民事再生、会社更生、特別清算の申立、解散命令、解散判決等の請求があったとき、又は出店者、出店者の代理人、出店者の株主、出店者の債権者等がこれらの申立あるいは請求の準備に着手するなど、その恐れがあると認められたとき。
 - コ 出店者が銀行等の取引を停止されたとき。
 - サ 出店者につき、合併あるいは定款所定の解散理由が生じたとき。
 - シ その他、出店者が店舗の運営に誠意を欠き、不適当な状況が生じたとき。

（７）使用許可終了時の条件等

- ア 使用許可期間が満了したときはその期日までに、又は、使用許可を取り消されたときは町が指定する期日までに、出店者は自己の責任と負担で、什器及び備品、厨房機器、内装等を含めた全ての施設・設備を撤去し、使用財産を原状に回復し、町の承認を得た上で速やかに退去してください。
- イ 撤去後の床や壁面の損傷については、町と協議の上、修復してください。この場合、出店者は修復にかかる一切の費用を町に請求することはできません。

（８）損害賠償

出店者は、使用財産の使用に当たり、町又は第三者に損害を与えたときは、全て自己の責任と負担でその損害を賠償しなければなりません。

6 応募手続き

出店希望者は、次のとおり出店企画書等を持参または郵送（提出期間に必着）してください。また、一旦提出された書類の差替え及び返却はできません。町が必要と認めるときには、追加書類の提出を求める場合があります。なお、出店者に決定された方の出店企画内容等は、公表する場合があります。

ア 提出書類

- ①飲食テナント応募申込書（様式第１号）
- ②飲食テナント出店企画書（様式は任意だが、下記を含むこと。）
コンセプト、運営体制（責任体制、従業員教育等）、
事業計画（希望する使用料、営業時間、提供方式、メニュー、従業員雇用・配置、広報、災害時の対応など）、
これまでの事業実績 等
- ③履歴事項全部証明書（登記簿謄本）
- ④定款
- ⑤納税証明書（主たる事務所のある市町村の法人及び代表者の住民税納税証明）
- ⑥直近３期の貸借対照表及び損益計算書
- ⑦業務に必要な許可認可等を証する書類の写し

イ 提出部数

１部

ウ 提出期間

期間：令和６年１２月９日（月曜日）から同月１９日（木曜日）まで（休日を除く。）

時間：午前８時３０分から午後５時まで

エ 提出先

大子町役場 観光商工課観光商工担当

〒319-3521 茨城県久慈郡大子町大字北田気662

電話0295-72-1138（直通）

7 出店者の選定

（1）出店者の決定方法

公募参加者から提出された書類を総合的に審査し、出店者を決定します。

（2）ヒアリングの実施

出店企画書等の提出後、審査に当たって、公募参加者に提出書類の内容等についての説明を求めることがあります。

（3）結果の通知

出店者の決定後、全ての出店希望者に対し、書面にて結果を通知します。

以上